

○大阪成蹊大学外部競争的資金等取扱規程運用細則

平成25年7月4日

制定

(趣旨)

第1条 大阪成蹊大学(以下、「本学」という。)における外部競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下、「競争的資金等」という。)に関し、「大阪成蹊大学外部競争的資金等取扱規程」(以下、「取扱規程」という。)に基づく事務取扱について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者：取扱規程に定める研究者をいう。
- (2) 最高管理責任者：取扱規程に定める最高管理責任者をいう。
- (3) 統括管理責任者：取扱規程に定める統括管理責任者をいう。
- (4) コンプライアンス推進責任者：取扱規程に定めるコンプライアンス推進責任者をいう。
- (5) コンプライアンス推進副責任者：取扱規定に定めるコンプライアンス推進副責任者をいう。
- (6) 担当部局：取扱規程に定める担当部局をいう。
- (7) 防止計画推進部署：取扱規程に定める防止計画推進部署をいう。
- (8) 内部監査部門：取扱規程に定める内部監査部門をいう。
- (9) 通報窓口：取扱規程に定める通報・告発等を受け付ける窓口をいう。
- (10) 直接経費：競争的資金等による補助事業(補助金交付の対象となる事業)の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (11) 間接経費：競争的資金等による補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

(競争的資金等に係る諸手続き)

第3条 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等に係る諸手続きとして次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 応募、交付申請に係る手続きに関する事。
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続きに関する事。
- (3) 実績報告、研究成果報告に係る手続きに関する事。
- (4) 直接経費の管理に関する事。
- (5) 直接経費及び間接経費に係る事務手続きに関する事。

(経理事務の取扱)

第4条 競争的資金等に係る経理に関する事務取扱は、この細則に定めるもののほか、当該競争的資金等を管轄する官庁の定める取扱規程等並びに学校法人大阪成蹊学園経理規程(以

下、「経理規程」という。)、大阪成蹊学園旅費規程(以下、「旅費規程」という。))及びその他関連規程等の定めるところに準じて行うものとする。

(競争的資金等の通知)

第5条 最高管理責任者は、研究者から受領の委任を受けた競争的資金等について、これを受領したときは、研究者に通知する。

(直接経費の管理)

第6条 直接経費の管理は、コンプライアンス推進責任者が行う。コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて適切な名義者による専用の銀行口座を設ける等、適正に管理しなければならない。

(直接経費に係る申請)

第7条 直接経費に関する金銭の出納は、研究者の提出する所定の様式による申請書に基づいて、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、それぞれの権限による決裁により行う。

2 担当部局事務担当者は、事務取扱上発生する諸経費等に関する金銭の出納について、研究者に代わり申請することができる。

3 研究者及び担当部局事務担当者からの申請に対する最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、それぞれの決裁権限は「大阪成蹊学園職務権限規程」に準ずる。

(設備等の購入)

第8条 研究者は、直接経費により設備、備品または図書(以下「設備等」という。)を購入しようとする場合においては、統括管理責任者の決裁権限を超える価額のときは、見積比較等により購入先の決定を行うものとする。

2 設備等とは経理規程等に定める固定資産の種類及び範囲のものをいう。

(物品等購入の発注)

第9条 直接経費による物品等購入の発注については、研究者もしくは担当部局により行う。

2 設備等の購入に関して、第8条により見積比較等を行い購入先の決定をする場合は、担当部局が決定に至る経緯を確認し、発注を行う。

(購入物品等の納品検収)

第10条 直接経費による購入物品等の納品検収については、担当部局により行う。

(旅費、謝金等)

第11条 研究者より直接経費による旅費、謝金等あるいはその他経費に係る申請があった場合は、担当部局が報告書等により必要な事実確認を行い、旅費規程等に準じて事務処理を行う。

(支払)

第12条 直接経費による購入物品等の納品検収後、あるいは研究者等による旅費請求等申請の決裁後、担当部局は速やかに購入業者等への代金支払手続きを行う。

(立替払)

第13条 研究者及び担当部局事務担当者は、応急その他の事由により、正規の支払手続きができず立替払をしたときは、証拠書類を添えて当該立替払金を請求することができる。

(設備等の寄付)

第14条 研究者は、直接経費により購入した設備等については、本学に寄付しなければならない。

(設備等の受入)

第15条 学長は、研究者から設備等の寄付を受けたときは、直ちに受け入れて適切に管理する。

(設備等の返還)

第16条 設備等の寄付を行った研究者が、当該研究を継続し、かつ他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて当該設備等を研究者に返還する。

(利子の譲渡)

第17条 研究者は、直接経費に関して生じた利子については、本学に譲渡するものとする。

(利子の受入)

第18条 学長は、研究者から利子の譲渡を受けたときは、直ちに本学の収入として受け入れる。

(間接経費の譲渡)

第19条 研究者は、間接経費の交付を受けた時は、本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の受入)

第20条 学長は、研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、直ちに本学の収入として受け入れる。

(間接経費の返還)

第21条 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、当該研究機関が間接経費の譲渡を受け入れないこととしている場合を除き、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

(不正に対する取扱)

第22条 統括管理責任者、防止計画推進部署及び内部監査部門は、モニタリング調査、内部監査、学内外からの通報等により、研究活動上の不正行為や競争的資金等の不正使用(以下、「不正」という。)の疑いがあると判断する場合には、速やかに最高管理責任者に報告する。

2 不正に係る調査および懲戒に関する取扱については、別に定める。

3 通報窓口や調査、懲戒等に当たる当該事案の関係者、その他当該事案について情報を知り得た者は、その一切を口外してはならない。特に、当該事案に関わる教職員および通報者の氏名の取扱いについては個人情報保護の観点に基づき細心の注意を払わなければならない。

(不正取引業者への処分)

第23条 最高管理責任者が、競争的資金等の使用等に関する不正に関与があると判断した業者については、当該競争的資金による研究活動に関する一切の取引を停止する。

(定めのない事項の取扱い等)

第24条 この細則に定めのない事項については、最高管理責任者が決定する。

(細則の改廃)

第25条 この細則の改廃は、教授会の審議を経て学長による決裁をもって行うものとする。

附 則

この細則は平成25年8月1日から施行する。

附則（平成27年3月26日）

この細則は平成27年4月1日から施行する。